令和６年８月吉日

各　　位

伊佐ふるさとまつり実行委員会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（伊佐市役所　農政課扱い）

　　　　　「2024伊佐ふるさとまつり」出店について

 盛夏の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

標記の件につきまして、出店を希望される方は別紙要項をご確認いただき、申込書等をご提出くださいますようお願いいたします。

　　また内容の変更や中止になる場合は、市ホームページ等でお知らせします。

記

１　開催日程 　 令和６年11月10日（日）　９時～16時

２　会　 場　 伊佐市菱刈農村公園付近

３　申込期限 **令和６年８月３0日（金）**

【注】期限を過ぎての申込みは一切お受けできません。

４　同封書類　　①出店募集要項

②出店申込方法について

③衛生管理・営業許可及び検便について（食品出店者のみ）

④出店申込書

　　　　　　　　⑤出店計画書（食品出店者のみ）

５　提出書類　 ④出店申込書

 　 ⑤出店計画書（食品出店者のみ）

※営業許可書の**ある方**は、**申込時に**営業許可書の写しを提出

※営業許可書の**ない方**は、**出店決定通知後に**臨時営業許可申

請書・検便結果通知書の写しを提出

6　決定通知　　出店をお願いする店舗には、9月末を目途に通知します。

【提出・問合せ先】

〒895-2701　伊佐市菱刈前目2106番地

伊佐市役所(菱刈庁舎)農政課担い手支援係

電話　0995-23-1311（内線2243）

FAX　0995-26-1244

e-mail　nousei\_shinkou@city.isa.lg.jp

**伊佐ふるさとまつり出店募集要項**

①

１　趣旨

伊佐の基幹産業である農林水産業への理解を深めるとともに、商工業の振興発展のために、生産者・消費者・関係機関が一体となり、イベントを通して伊佐市の特産品のＰＲと市民交流による活性化を図る。

２　参加条件

伊佐ふるさとまつりの趣旨に賛同し、本要項の記載事項等を遵守し、自発性・自主性に基づいた公益性のある団体で「伊佐ふるさとまつり実行委員会」(以下、「実行委員会」という。)が、出店を認める団体とする。

選考・審査の結果、出店をお受けできない場合もありますので、予めご了承ください。

**※選考基準**

１　趣旨に準じていること

２　出店内容（重複していないか等）

３　風紀を乱す又はそのおそれがあるものでないか

４　その他事項

３　申込方法

別紙②「出店申込方法について」をご覧ください。

４　出店料及び使用・貸出料

ア　出店料＝テント１張／６，０００円、半張／３，０００円　（上限１張）

※キッチンカーは３，０００円

イ　使用料＝電気使用　一律１，０００円（単相100Ｖ）

ウ　貸出料＝机１台／５００円、椅子１脚／２００円

【例１】テント 1張 ＋ 電気使用 ＋ 机２台 ＋ 椅子６脚

６,000円＋1,000円＋1,000円＋1,200円＝９,200円

5　出店料等の支払い方法

出店に係る費用（上記ア～ウ）は、９月に請求書を送付します。

案内する期限までにお支払いください。

※入金の確認をもって、出店確定となります。

６ 火気取り扱いについて

火気（ガス器具、カセットコンロ、炭、発電機等）を使用する店舗は、必ず、消火器を持参ください。当日は消防署の点検があります。

※貸出しはありません。

-1-

７　注意事項

・実行委員会で全体のバランスを考慮し、出店位置を決定します。伊佐市内出店

者が優先されますので、市外出店者におかれましては、何卒ご理解ください。

・テント、机・椅子、電気使用（製品名とワット数）、火器使用の有無について、

確実に記入してお申込みください。

・雨天決行の予定ですが、荒天等により中止する場合もあります。

中止の場合も、出店のために要した経費等について主催者側による補償はでき

ませんのでご了承ください。

・アルコール類の販売・提供はできません。

８　衛生対策

・店舗の手指消毒液等の感染対策は各自で設置してください。

・感染が疑われる従事者（近親者）がいる場合、出店はご遠慮いただきます。

開催中、感染を疑われる症状がある場合、店舗は即閉鎖していただきます。

９　搬入・設営

・自前の机、椅子の搬入及び装飾、商品の陳列は、まつり前日の午後3時以降と

します。

・盗難防止の為、まつり前日は夜間警備員を置きます。

・**搬入は当日の午前８時４５分まで**に終了して下さい。（時間厳守）

・搬入時は、車両の往来など混雑が予想されます。事故や昼間の盗難など十分

注意してください。主催者は一切責任を負いません。

・品物の不足が生じないよう十分な量を準備してください。

・火気を取扱う店舗は、消防署の点検に備え、消火器等を準備してください。

10　撤去・搬出

・開催時間９時～16時を遵守し、時間前に片付けないでください。

・店舗から出たゴミは各自で持ち帰ってください。

・自前の机、椅子等の搬出（片付け）は16時以降とします。

・テント及び貸出した机、椅子は、実行委員会で数を確認しながら一括して片付

けます。店舗名の札（ふだ）も付けたまま、お帰りください。

11　その他

・食品を出店される場合には、仮設営業許可の有無に関わらず、大口保健所への

臨時営業許可の申請が必要になります。別紙④食品出店者用「衛生管理・営業

許可及び検便について」をご確認ください。

・提供数、売上を記録してください。

まつりの実績と、次回参考のためにご報告いただきます。

-2-

**申込方法について**

②

○出店者別提出書類

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 食品出店者 | 営業許可証 | 提　出　書　類 | 提　　出　　先 | 提　出　期　限 |
| あり | ④　出店申込書⑤　出店計画書　　営業許可証の写し | 伊佐市役所農政課担い手支援係 | 令和6年８月３0日（金） |
| 出店決定通知が届いてから提出する書類◎　臨時営業許可申請書＋手数料 | 大口保健所　　　　　　　　　　　 | 令和６年10月予定 |
| 出店決定通知が届いてから提出する書類◎　受付後の臨時営業許可申請書の写し | 伊佐市役所農政課担い手支援係　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 令和６年10月予定　　　　　　　　　　　　　　 |
| なし | ④　出店申込書⑤　出店計画書 | 伊佐市役所農政課担い手支援係 | 令和６年８月３0日（金） |
| 出店決定通知が届いてから提出する書類◎　臨時営業許可申請書＋手数料　　　　　　 | 大口保健所　　　　　　　　　　　 | 令和６年10月予定 |
| 出店決定通知が届いてから提出する書類◎　受付後の臨時営業許可申請書の写し　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　◎ 検便結果通知書の写し　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　伊佐市役所農政課担い手支援係　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 令和６年10月予定　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 上記以外の出店(展)者 | ④　出店申込書 | 伊佐市役所農政課担い手支援係 | 令和６年８月３0日（金） |
|
| すべての出店者 | 出店料等の支払【現金】 | 伊佐市役所農政課担い手支援係 | 令和６年10月予定 |
| 出店料等の支払【口座振込】 | 指定口座へ振込み |

※今回は、二重線網掛部分の書類について提出をお願いいたします。

※食品出店者で大口保健所への臨時営業許可申請が必要な方については、出店決定後の9月にお知らせします。

-3-

**《食品出店者用》**

③

**衛生管理・営業許可及び検便について**

食品を取扱う店舗で、出店が決定した方には、９月に臨時営業許可申請の案内文書を送付します。

**\*\*\*　「臨時営業許可申請の提出について」の通知が届いたら　\*\*\***

1. **営業許可書をお持ちの方**は、下記業種に応じた手続きを大口保健所で行ってください。保健所への申請が終わりましたら、**臨時営業申請書の写し**を伊佐市役所農政課担い手支援係へ提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営 業 種 目 | 取 扱 品 目 例 | 申請手数料 |
| 飲食店営業 | うどん、焼きそば、たこ焼き、かき氷、コップに注いで提供するジュース、たい焼き、ドーナツ、しんこだんご　など※炊込ごはん、クレープなどは、提供方法によって取扱いが分かれますので、保健所にご確認ください。 | 3,000円 |
| 乳類販売業 | 牛乳、乳飲料の販売 | 0円**※届出必要** |
| 食肉販売業 | 包装された食肉の販売（生食用を除く） |
| 魚介類販売業 | 包装された魚介類の販売 |

**【重要】営業許可制度が令和３年6月１日に見直しがあり、営業許可が必要**

**な業種等が変更になっています。**

**詳しくは大口保健所に確認のうえ、必要な手続きを行ってください。**

1. **営業許可証の無い方**（その日限りの調理加工品を出品される個人や地域団体など）は、**臨時営業許可申請書の写し**に加え、直接調理加工を担当される方の**検便結果通知書の写し**を農政課担い手支援係へ提出してください。

**\*\*\***検便検査については次ページをご確認ください　**\*\*\***

-4-

検便検査を伊佐市内で行う場合は、下記のとおり検査が行われますので、各自で検査し、結果をご報告ください。

検査容器は伊佐地区食品衛生協会（大口保健所内）（☎0995-23-5106）にあります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査機関 | 九州保健ラボラトリー | 県民総合保健センター臨床検査課 |
| 検査日 | 令和６年10月10日（木）令和６年10月24日（木） | 令和６年10月 ３日（木） |
| 検査料金 | 1,000円 | 1,000円 |
| 受付時間 | ９：０0～11：00 |
| 検便提出先 | 伊佐地区食品衛生協会（大口保健所内）（**※結果が出るまで1週間ほどかかります**） |

**衛生管理について**

※食品を取り扱う出店者は、食品衛生法に基づき、消費者に対し安全で衛生的な食品の提供に努め、食中毒の防止など衛生管理には十分注意してください。

※エプロンや手袋・マスク、消毒液の使用をお願いします。

※調理をする担当と、会計（レジ）を担当する方が同じ場合は、衛生面に特に気を付けてください。

-5-